

令和元年度

国補 城山公園噴水広場整備工事

## 特記仕様書

長野市役所 都市整備部 公園緑地課

## 特記仕様書

工事名 城山公園噴水広場整備工事

工事場所 長野市 箱清水一丁目

### (主旨)

この特記仕様書は、城山公園噴水広場整備工事の適正な施工を図るため、受注者が履行しなければならない工事の仕様を示すものである。

### (一般事項)

1. 本工事は、設計図書、長野市建設工事・長野市測量調査等共通仕様書、長野市土木工事施工管理基準、公園緑地工事共通仕様書：(社)日本公園緑地協会及び本特記仕様書により施工するものとする。
2. 施工計画書は契約締結後10日以内に提出すること。
3. 工事に先立ち起工測量を実施すること。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けること。
4. 施設等の詳細な配置については、起工測量の結果を基に監督員と協議の上、決定すること。
5. この仕様書に定めなき事項、または本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議すること。

### (工程・準備関係)

1. 工事着手前には工事関係者に対して、工事内容の周知を徹底すること。
2. 工事に関する情報を提供するため、工事期間中は標示板を設置すること。標示内容については監督員の承諾を得るものとし、標示板等は確実に固定し横転や飛散等しないようにすること。
3. やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、事前に監督員へ届け出るものとする。
4. 工事現場における適切な施工体制を確保するため、下請契約を締結する場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を提出すること。
5. 本工事の実施にあたっては、一部公園敷地を県発注の美術館整備工事の工事搬入路による使用や隣接する市道での交差点改良工事により工事の制限が予想されるため、円滑な施工が確保できるよう県美術館関連受注施工業者及び交差点改良工事または、今後発注予定である城山公園再整備関連工事（機械設備工事・電気設備工事等）の施工業者と相互間の連絡・調整を行うこと。

### (公害・環境対策関係)

1. 現場内及びその周辺環境の美化に努め、タバコの吸殻、空き缶又はごみ等を散乱させることの無いようにすること。
2. 設計書で指定された建設機械については、排出ガス対策型の使用を原則とする。
3. 長野市公害防止条例の規定により、特定建設作業を実施する場合は速やかに関係機関に届出ること。

### (安全対策関係)

1. 本工事期間中については、第三者が容易に作業現場内に立ち入れないよう対策を講ずること。また、作業時間外についても、容易に工事中であることが認識できるよう対策を講ず

ること。

2. 工事車両の出入りに際しては誘導員等を配置し施設利用者及び通行者の安全確保に努めること。
3. 施工に先立ち作成する施工計画書に、長野市建設工事共通仕様書に基づいた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
4. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等については、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、安全・訓練等を実施するものとする。また、安全・訓練等の実施状況については記録し、監督員に報告するものとする。
5. 施工中は、隣接する市道が一部全面通行止もしくは片側交互通行となる時期があるため、工事車両の通行の際は安全性・通行性の確保に努めること。また善光寺周辺での工事となり工事箇所への歩行者の進入が考えられるため、安全管理には十分留意すること。
6. 工事では、残土等の産業廃棄物の処理を見込んでいるが、工事車両の搬出入にて使用する道路は限られており、一部区間は徐行での通行等の制限を伴うため、監督員と協議した上、搬出入計画を定めること。また、工事車両の通行に伴い、地元住民や関連機関からの苦情・要望があった場合は、適切に対応することに努め、再発防止及び改善措置を施すこと。
6. 当該工事は、隣接する県美術館整備関連工事と各種工事間調整が伴うため、定例で実施される安全協議会に受注業者自ら出席するものとし、現場管理・安全管理上の相互協力を図ること。
7. 公園の一部は、現在開放する範囲があり、工事区分との境界をバリケード等で仕切るとともに、バス利用者やバス停からの乗降客、城山小学校児童への安全を確保した安全管理を行うこと。また、新たな仮設計画等が必要となった場合は監督員と協議の上変更対象とする。
8. 本工事施行区間における交通誘導員については以下のとおりとする。施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は監督員と協議の上、必要人数を変更対象とする。

工種等	配置人員	備考
工事全般	86人	工事全体（造園53人+解体33人）

※ 特別に道路管理者及び警察の指示、または地元関係者等から要望を受けた場合はその必要配置人員を設計変更の対象とする。

(残土・産業廃棄物関係)

1. 産業廃棄物搬出について、「建設廃棄物処理委託契約書」、「許可書」の写しを、施工計画書に添付するか、搬出3日前までに提出すること。
2. 施工計画書提出時に「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し、提出すること。またしゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出すること。提出様式は次のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。
  - ①建設リサイクル報告様式(EXCEL※国土交通省ホームページよりダウンロード可能)
  - ②COBRIS(建設副産物情報交換システム)を利用した様式
3. 本工事における残土の処分先は任意とするが、搬出先の選定についてはあらかじめ監督員の承諾を得ること。また、産業廃棄物、特定建設資材の処理施設及び運搬距離については任意とするが関係法令に基づき適切な処理を行うこと。解体工事にあたり、なお、受け入れ先、発生量、予期しない廃棄物の処理等の状況により処理が困難な場合は、事前に監督員と協議すること。
4. 残土処分地については以下のとおり参考明示する。なお、処分先を指定するものではありません。設計書に計上した運搬距離と差異が生じた場合、変更協議の対象とする。

受け入れ先	場所	運搬距離
有限会社 山岸	長野市豊野町豊野字老里塚地籍	13.1km

5. 特定建設資材（建設リサイクル法）に関し、請負金額 500 万円以上の工事にあつては、発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。また受注者は、下請負がある場合は下請負業者に対し「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。  
再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。  
設計時に想定している処理施設及び運搬距離は金抜き設計書のとおりとするが、指定するものではない。

① 建設副産物

建設副産物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	樹木・樹根
処理方法	リサイクル材		
処理先	廃棄物処理法の許可を得た中間処理業者		
処理委託者	廃棄物処理法の許可を得た収集運搬業者		
運搬距離 (km)	6.1 km	7.0km	11.8 km
処理先(参考)	(株)美整社 川合新田	(株)キトウ	(株)神山緑地産業

- ・竣工時には、マニフェスト（A、E表）の写し、再資源化施設、最終処分場での処理が確認できる写真を竣工書類に添付し、竣工検査時には全マニフェスト（A、B2、D、E票）の原本を整理の上現場に持参すること。

②産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種別	処分条件	備考
混合廃棄物	(株)美整社 川合新田 (L=6.1km)	数量は設計書記載のとおり

（使用材料）

1. 工事で使用する材料は、長野市土木工事共通仕様書により「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等に関しては、確認は不要である。
2. 生コンクリートについては、品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。
3. コンクリートの養生について、特殊養生の対象期間中に伴う施工に関し、その理由が受注者に起因しない場合は監督員と協議の上、一般養生から特殊養生へ変更協議の対象とする。

（仮設工）

1. 本工事における仮設物は任意とする。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。仮設方法は土質条件や現場条件、周辺環境を考慮し、施工計画書に詳細に記し、監督員の承認を得た上で施工管理、出来型管理を行うこと。

仮設工事は変更対象から除外するが、土質条件及び現場条件が設計と著しく異なる場合は監督員と協議の上、判断する。

2. 仮設計画を立てる際は安全かつ十分な機能を有しているものを採用し、必要により応力安定計算書を施工計画書に添付すること。

(仮設物とは土留め、覆工、地盤改良等の補助工法及び水替え、仮設道路、地下埋設物の防護復旧など設計書に参考数値として表記されている工種である。)

3. 当該公園の隣接市道は、バス路線であり交通規制上車両の通行の制限が生じるため、工事車両の搬出入により歩行者等の巻き込み等の恐れがある場合は、仮設ガードレール・視線誘導板・回転灯等を設置するとともに、特に児童の登下校時及び休日等における周辺観光客の回遊時、また夜間の安全対策に十分に配慮すること。

4. 施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は監督員と協議の上変更対象とする。

#### (周辺環境)

1. 建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行うこと。また、施工方法についても環境負荷の低減に努めること。
2. 現場環境改善費について、別表1の内容として各計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施することとする。ただし、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更してもよいものとする。また、実施にあたってはあらかじめ監督員の承諾を得ること。

別表1

計上項目	実施する内容
現場環境改善費 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降施設の充実 6. 環境負荷の低減
現場環境改善費 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善費 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器灯) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

3. 工事に伴う排水は沈殿処理、pH管理等を行うなど環境に悪影響を与えないように処理すること。

4. 仮置き場、資材置き場の位置指定はないが、原則として工事箇所周辺で選定し、受注者の責任

において管理をすること。また現場内で用地の確保ができない場合は、騒音や振動の面で近隣住民に十分理解を求めるとともに周辺環境に配慮した場所を選定すること。

5. 受注者は、「長野市公共工事率先実行計画」に基づき本工事を施工すると共に、別表1に掲げる項目について推進方法及び手順を施工計画書に記載し実践すること。また、別表2に該当する環境関連法については特に配慮すること。

(その他)

1. 暴力団関係者又は、その他の者から、不当な要求があった場合は直ちに警察に届け相談するとともに、監督員へ報告すること。
2. 既存施設を損傷させた場合は受注者の責任において施設の復旧を行うこと。
3. 長野市は、環境方針の中で公共工事に関して、「自然や地球環境を良好なものとして将来に引き継ぐとともに持続的発展が可能な社会をつくりあげていくため環境に配慮した公共工事を実施し、環境保全並びに汚染の予防に努める」としている。工事にあたっては、このことを十分理解し設計書及び共通仕様書により指示されていることのほか、環境に配慮した材料の使用、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従事者への教育など、工事実施に当たって細心の注意を払うことにより、工事中の影響を極力少なくなるよう配慮すること。なお、請負金額1,000万円以上の工事については、具体的な計画を施工計画書に記載し実施するものとする。
4. 公告された設計図書（閲覧設計書、施工条件明示事項書、現場説明書、特記仕様書を含む）について、設計図書間にくい違いがあった場合、入札見積りに関する設計図書間の優先順位は、下記のとおりとする。

- (1) 質問・回答書
- (2) 施工条件明示事項書・特記仕様書 等
- (3) 閲覧設計書（金抜設計書）
- (4) 数量計算書
- (5) 図面

尚、本工事の積算にあたっては、下記の図書を参考にしている。

- ・造園修景積算の手引き 一般財団法人 建設物価調査会
- ・公園緑地工事の積算 財団法人 経済調査会

5. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については請負契約の締結後、監督員と打ち合わせにおいて決めるものとする。
6. 工事に関連する測量、土質調査等の資料は受注者には貸与が可能であるが、監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。
7. 従来の方法にとらわれず、常にコスト意識を持って工事に取り組み、設計に反映できるように努めること。
8. その他不明な点は、あらかじめ監督員と協議すること。